
証券監督者国際機構 (IOSCO) 第 37 回年次総会の模様について

平成 24 年 5 月 13 日～17 日

証券監督者国際機構 (IOSCO) の第 37 回年次総会が、平成 24 年 5 月 13 日 (日) から 17 日 (木) までの間、中国 北京において開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会 (SEC) など各国の規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や東京証券取引所などの各国の自主規制機関も、協力会員としてこの機構に参加している (別紙参照)。

IOSCO の年次総会は、各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、理事会、専門委員会、新興市場委員会、自主規制機関諮問委員会等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバー以外の一般参加者も対象にした公開セッションも催される。

今年の年次総会には、約 90 の国・地域から約 480 名が参加した。

今回の総会における主な成果と今後の課題、及び自主規制機関諮問委員会 (SROCC) における主な協議事項は以下のとおりである。

1. 主な成果と課題

今回の総会では、金融危機の再発防止のための規制改革が実施段階に移行する中で、G20 や金融安定理事会 (FSB) の要請に応えながら IOSCO が進めている、シャドーバンキング、システム上重要な金融機関 (ノンバンクを含む)、OTC デリバティブ等に関する規制の国際基準策定の現状と課題について、メンバー間で情報共有が行われた。

また、これらの新たな国際基準をグローバルに実効性のある形で実施していくためには先進国のみならず中国、インド、ブラジル等新興市場国の参画が不可欠であるとの認識が高まり、これら諸国の発言権が高まるとともに、これを反映した IOSCO の組織改革が実施されることとなった (後述)。

一方、これら国際基準の策定・実施、さらには新興市場への助言・技術支援にあたっては、当局のみならず自主規制機関等より市場に近い立場で規制・監督を行っている機関の知見・経験をより一層活用していくことが、専門委員会等主要委員会の議長や事務局長から示唆された。

さらに、IOSCO が新興市場の健全な発展に貢献し、かつ、市場に生じる問題を先取りしながら国際基準策定機関として有効に機能していくための資金基盤の強化 (IOSCO フ

ァウンデーシヨンの提案も行われた(後述)。

公開セッションでは、Zhou Xiaochuan(周小川)中国人民銀行総裁、Guo Shuqing(郭樹清)中国証券監督管理委員会主席、Guo Jinlong(郭金竜)北京市長らによる講演のほか、河野正道専門委員会議長(金融庁 金融国際政策審議官)、Michel Prada 国際財務報告基準(IFRS)財団会長、Steven Maijoor 欧州証券市場監督機構(ESMA)長官、Alexa Lam 香港証券先物委員会 副 CEO、Vedat Akgiray 新興市場委員会議長(トルコ資本市場委員会 委員長)、Phupinder Gill シカゴ商品取引所(CME)グループ CEOらが、「金融危機後の新たな金融市場の枠組みと国際基準の策定」、「金融市場インフラ、OTC デリバティブ、市場の公正性」、「新興市場における資本市場の発展と規制の動向」、「商品先物及び金融デリバティブの規制」についてパネル・ディスカッションを行った。

今回の総会において、IOSCO が発表した主な成果と課題は以下のとおり。

(1) IOSCO の組織改編 — IOSCO Board の創設

先進国・新興市場国のメンバーが一体となって証券市場の問題により迅速かつ機動的に取り組めるよう、従来の理事会、専門委員会、新興市場委員会を統合し、IOSCO Board を創設することが合意された(注)。同 Board は 2014 年 9 月のブラジル リオデジャネイロでの年次総会時に正式に創設することとされ、今回の総会ではそれまでの暫定 Board として 32 のメンバーと議長・副議長が選任された。

議長:(2013 年 3 月まで)河野 正道 金融庁 金融国際政策審議官

(2013 年 3 月～2014 年 9 月)Greg Medcraft 豪州証券投資委員会(ASIC)
委員長

副議長:Vedat Akgiray 新興市場委員会議長(トルコ資本市場委員会 委員長)

Ethiopsis Tafara 米国証券取引委員会(SEC)国際局長

(注)新興市場のプレゼンスの拡大、その育成と健全性維持の重要性に鑑み、新興市場委員会は当面存続し、同委員会が将来の IOSCO の組織の中で果たすべき役割を引続き検討することとなった。

(2)IOSCO ファウンデーシヨンの創設

今回の総会において IOSCO 事務局長から、以下の基金の創設につき提案があった。

名称:IOSCO Foundation

目的:新興市場への技術援助

メンバー及び市場関係者への研修活動

主としてシステミック・リスクに関する調査・研究

(3)MMOU 調印の進展

IOSCO の多数国間 MOU (IOSCO のメンバーである規制当局間のエンフォースメントにおける協力・情報交換のための多国間覚書:MMOU)について、今回の年次総会中に、ラブアン、ペルー、エジプト、モーリシャスの当局が調印し、正式調印国(地域)が86に達し、世界の証券市場の約95%をカバーするに至ったとの報告があった。

2. 自主規制機関諮問委員会(SROCC)における主な協議事項



各国の証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、5月15日(火)にワーキング・グループ会合及び全体会合を開催し、IOSCO の理事会、専門委員会、新興市場委員会、専門委員会傘下の常設委員会(SC1、2、3、5)の活動状況につき各議長もしくは代表から報告を受けたほか、次の事項を協議した。

(1)中国の資本市場

ゲスト・スピーカーとして招いた、上海証券取引所総経理 Zhang Yujun(張育軍)氏が、中国の資本市場の最近10年間の改革・発展の動向、今後取り組むべき課題として、IPO に関する制度整備、上場会社の情報開示の拡充、社債市場(公募・私募)の育成、先物市場の育成、資本市場の外国投資家への更なる開放促進等について説明した。

(2)ワーキング・グループにおける協議

SROCC において活動中の Ahead of The Curve Working Group 及び Regulatory Staff Training Working Group では、以下の協議が行われた。

① Ahead of The Curve Working Group

本 WG では、証券市場に新たに発生している、又は発生する可能性のある規制上の問題点について、メンバー間で情報・意見交換を行っている。今回の会合では、以下の問題がメンバーから提起された。

(コーポレート・ガバナンス、投資顧問業者の不正行為に関する問題)

日本における最近の事例として、

—東京証券取引所から、オリンパスや大王製紙の事件を踏まえた、上場企業の

コーポレート・ガバナンスに関する規則の改正、
一本協会から、AIJ投資顧問による虚偽の運用報告事件
について報告を行った。

(上場企業の開示規則違反)

シンガポール証券取引所からは、同取引所に上場する企業の開示規則違反に
対し同取引所が行った処分に関する同取引所と処分を受けた同上場企業前役員と
の係争について報告があった。

(規制機関の相互協力)

ブラジルのボヴェスパ証券取引所からは、同国の銀行・証券・保険市場を監督・
規制する当局、自主規制機関の間で最近合意された、情報交換、政策対話、監督
協力を進める取組みについて報告があった。

(市場構造の変化等に関する問題)

カナダ投資業規制機構(IIROC)からは、高頻度取引(HFT)が市場に与える影
響、規制面の対応のあり方を検討するスタディを開始したこと、MF グローバルのカ
ナダ現法の破たん時に、同社がバックオフィス業務等を外注(outsourcing)してい
たことにより、投資者の資産保護のためカナダの規制機関が迅速な対応が取れな
かったことを踏まえ、証券仲介業者の業務外注について業界のガイダンスを作成し、
さらに将来自主規制規則の策定を検討する可能性があることを報告した。

(電子媒体を利用した詐欺行為等に関するインベスターアラート)

米国金融取引業規制機構(FINRA)からは、最近増加している phishing(銀行
やクレジット会社を装ってメールを出し、「確認のため個人情報を入力してください」
と誘導して、他人の銀行口座や暗証番号などを盗み取ること)やウェブサイトや e メ
ールを利用した詐欺行為に関して発出したインベスターアラート(投資家への注意
喚起)が資料として提出された。

② Regulatory Staff Training Working Group

本 WG では、規制機関が行う研修の教材作成、実施方法の検討を行っている。

今回の会合では、昨年台北で開催された SROCC 及び新興市場委員会に加盟
するメンバー機関の職員を対象とする第4回研修セミナーの結果を踏まえ、本年
秋にトルコ イスタンブールで開催する第5回研修セミナーについて、主催機関と
なるトルコ資本市場仲介業協会(TSPAKB)がプログラムの内容等につき説明を
行った。今後、各パネルのスピーカーの選定を主催機関が SROCC メンバーと協
力しながら進めることとなった。

(3) SROCC の活動方針

新たな取組みとして、IOSCO の他の委員会により積極的に参画し、市場に最も近い規制機関 (frontline regulator) としての自主規制機関の知見・経験をインプットしていくとの方針を確認した。

(4) 新メンバーの紹介

前回の年次総会及び本年 2 月の理事会において IOSCO への加盟が承認され、新たに SROCC のメンバーとなった、中国証券業協会 (SAC)、北米保険業協会 (GNAIE)、欧州ファンド資産運用協会 (EFAMA) につき議長から紹介を行った。

(5) SROCC 議長の改選

大久保 SROCC 議長の任期満了に伴い、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が新議長に選出された。

(6) 今後の会合の予定

今年の SROCC 中間会合は、11 月 6 日 (火) にトルコ イスタンブールで開催すること (引続き 3 日間の研修セミナーを同時開催)、また、次回年次会合は、2013 年 9 月の IOSCO 年次総会 (於ルクセンブルグ) の会期中に開催することが合意された。

3. 国際投資者保護基金会議

IOSCO 年次総会開催中の 5 月 15 日 (火)、第 3 回国際投資者保護基金会議が開催され (第 1 回モントリオール、第 2 回ケープタウン)、中国、米国、カナダをはじめ 10 の国・地域から計 24 名が参加した。

会議では、各国の投資者保護の仕組みや最近の破たん事例の紹介などがあつた (我が国からは丸大証券の事例を報告) が、その中で、多くの参加者からクロスボーダー取引拡大の下での投資者保護の実務的・法的な難しさが課題として提起されるなど、有意義な議論が行われた。

4. 今後の IOSCO 年次総会の予定

次回の IOSCO 年次総会は 2013 年 9 月 15 日～19 日にルクセンブルグ、2014 年は 9 月にリオデジャネイロで開催される予定である。

以上

IOSCO 及び SROCC の概要

・IOSCO (International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構)

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986年のパリ総会において、現在のIOSCOという名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。

・SROCC (SRO Consultative Committee: 自主規制機関諮問委員会)

1989年に設置され、IOSCOにおける各国の自主規制機関による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、自主規制のモデルの検討、市場における問題の早期発見、規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。

・IOSCO の組織

